

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年三月奈良県
人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分百六十」を「百分の百六十」に、「百分七十五」を「百分の七十
五」に改める。

附則第四項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十八年十二月に支給する勤勉手当については、前項中「
百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、「百分の二百」とあるのは「百分の
二百二十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の九十五」
とあるのは「百分の百五」とし、平成二十九年六月に支給する勤勉手当については、
同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の二百」とあるのは
「百分の二百十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十
五」とあるのは「百分の百」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成二十八年十二月二十六日から施行する。
- 2 この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。ただし、附則第三項の改正規定は、
同年六月一日から適用する。